

第2 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

【退職所得課税の改正について】

平成24年度の税制改正により、特定の役員に対する退職手当等（特定役員退職手当等）に係る退職所得の計算が以下のとおり改正されました。

(1) 特定役員退職手当等に係る退職所得の金額については、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額とされました。

(注) 特定役員退職手当等とは、退職手当等のうち、役員等（次に掲げる方をいいます。）としての勤続年数（以下「役員等勤続年数」といいます。）が5年以下である方が、退職手当等の支払をする方からその役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。

- ① 法人税法第2条第15号に規定する役員
- ② 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- ③ 国家公務員及び地方公務員

※ この改正は、平成25年分以後の所得税について適用されています。

(2) 退職所得課税の改正に伴い、退職手当等に係る源泉徴収税額の計算方法及び退職所得の源泉徴収票の記載事項などについて、所要の改正が行われました。

※ この改正は、平成25年1月1日以後に支払うべき退職手当等について適用されています。

1 提出する必要がある方

法人の役員に対して平成25年中に退職手当、一時恩給、その他これらの性質を有する給与（社会保険制度に基づく退職一時金やいわゆる企業年金制度に基づく一時金で退職所得とみなされるものも含まれます。以下「退職手当等」といいます。）を支払った方です。ただし、死亡退職により退職手当等を支払った場合は、相続税法の規定による「退職手当金等受給者別支払調書」を提出することになりますので、この「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を提出する必要はありません。

【退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の提出範囲】

平成25年中に支払が確定した、法人（人格のない社団等を含みます。）の役員（取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問等）に対して支払う退職手当等

(注) 特定役員（役員等勤続年数が5年以下である方）に該当する場合であっても、上記の法人の役員に該当しない場合は、「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を税務署や市区町村へ提出する必要はありません。

2 各欄の記入要領

記載欄名	記入すべき事項
① 支払を受ける者	【住所又は居所】欄 「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を作成する日の現況による住所又は居所を記入してください。 【平成25年1月1日の住所】欄 平成25年1月1日現在の住所を記入してください。 【氏名】欄 役職名は、退職時の役職名を記入してください。
② 区分	【上段】 受給者が提出した「退職所得の受給に関する申告書」に、平成25年中に受けた他の退職手当等がない旨の記載がある場合に使用します。 【中段】 受給者が提出した「退職所得の受給に関する申告書」に、平成25年中

記載欄名	記入すべき事項
② 区分(つづき)	<p>に受けた他の退職手当等がある旨の記載がある場合に使用します。</p> <p>【下段】</p> <p>受給者から「退職所得の受給に関する申告書」の提出がないため、100分の20.42の税率を適用して所得税及び復興特別所得税を源泉徴収する場合に使用します。</p>
③ 支払金額	<p>平成25年中に支払の確定した退職手当等の金額を記入してください。</p> <p>この場合、「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の作成日現在で未払のものがあるときは、その未払となっている金額を内書きしてください。</p>
④ 源泉徴収税額	<p>平成25年中に源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の合計額(上の③に対応する税額)を記入してください。</p>
⑤ 特別徴収税額	<p>平成25年中に特別徴収すべき地方税の税額(上の③に対応する税額)を記入してください。</p>
⑥ 退職所得控除額	<p>退職手当等に対する源泉徴収税額の計算に当たり控除した金額を記入してください。</p>
⑦ 勤続年数	<p>退職手当等に対する源泉徴収税額の計算の基礎となった勤続年数を記入してください。</p> <p>(注) 勤続年数に1年未満の端数が生じたときは、これを1年として計算します。</p>
⑧ (摘要)	<p>(1) ⑦に記入した勤続年数の計算の基礎を記入してください。</p> <p>(2) 自己が支払う退職手当等又は下記(3)の他の退職手当等の金額に特定役員退職手当等の金額が含まれる場合にはその金額、勤続年数及びその計算の基礎を記入してください。</p> <p>(注) 1 特定役員退職手当等とは、役員等としての勤続年数が5年以下である方が、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。 2 特定役員退職手当等と一般退職手当等(特定役員退職手当等以外の退職手当)の両方が支給され、かつ、それぞれの勤務期間に重複する期間がある場合は、その重複勤続年数も記入してください。</p> <p>(3) 受給者が提出した「退職所得の受給に関する申告書」に平成25年中に支払を受けた他の退職手当等がある旨の記載がある場合には、その支払を受けた他の退職手当等の支払者の氏名又は名称並びにその支払を受けた他の退職手当等に係る支払金額、勤続年数、源泉徴収税額(所得税及び復興特別所得税の合計額)及び特別徴収税額を記入してください。</p> <p>(4) 次の(イ)又は(ロ)に該当するときは、これらの期間を今回の退職手当の計算の基礎に含めた旨、含めた期間、退職所得控除額の計算上控除した金額の計算の基礎を記入してください。</p> <p>(イ) 平成24年以前に、支払者のもとにおいて勤務しなかった期間に他の支払者のもとに勤務したことがあり、かつ、その者から前に退職手当等の支払を受けている場合において、当該前の退職手当等の支払者のもとに勤務した期間を今回の退職手当等の計算の基礎とした期間に含めたとき</p> <p>(ロ) 平成24年以前に、受給者に退職手当等を支給している場合において、当該前の退職手当等の計算の基礎とした期間を今回の退職手当等の計算の基礎とした期間に含めたとき</p> <p>(注) 1 (4)の(イ)又は(ロ)の「前に支払を受けた退職手当等」に特定役員退職手当が含まれる場合は、前の退職手当等に係る勤続年数のうち特定役員等勤続期間、特定役員退職所得控除額の計算上控除した金額の計算の基礎を記入してください。 2 特定役員等勤続期間とは、特定役員退職手当等につき所得税法施行令第69条第1項第1号及び第3号の規定により計算した期間をいいます。</p> <p>(5) 平成25年中に支払を受けた退職手当等に係る勤続期間等の一部が、平成21年から平成24年までの間に支払を受けた退職手当等に係る勤続期間等と重複している場合(前記(4)に該当するときは除く。)には、勤続期間等が重複している旨、重複している部分の期間、その期間内に支払を受けた退職手当等の収入金額、退職所得控除額の計算上控除した金額の計算の基礎を記入してください。</p> <p>(注) 平成25年中に支払を受けた退職手当等に特定役員退職手当等が含まれる場合で、その特定役員等勤続期間が平成21年から平成24年までの間に支払を受けた退職手</p>

記載欄名	記入すべき事項
⑧ (摘要) つづき	当等に係る勤続期間等と重複している場合には、その重複している期間、特定役員等退職所得控除額の計算上控除した金額の計算の基礎を記入してください。 (6) 障害者となったため退職したことにより 100 万円を加算した額の控除を受けた方については、(障)の表示をしてください。
⑨ 支払者	退職手当等を支払った方の住所(居所)又は所在地、氏名又は名称及び電話番号を記入してください。

3 その他の注意事項

「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」は同じ様式です。

税務署や市区町村への提出に当たっての注意事項は次のとおりです。

	「退職所得の源泉徴収票」	「退職所得の特別徴収票」
提出範囲	11 ページ「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の提出範囲」を参照	
提出先	退職手当等の支払事務を取扱う事務所、事業所などの所在地を所轄する税務署	受給者の平成 25 年 1 月 1 日現在の住所地の市区町村
提出期限	退職後 1 か月以内(注 1)	
提出部数	1 部(注 2)	1 部(注 2)
受給者への交付	「提出範囲」にかかわらず、退職後 1 か月以内に全ての受給者に交付(注 3)	

(注) 1 「退職所得の源泉徴収票」については、平成 25 年中に退職した受給者分を取りまとめて平成 26 年 1 月 31 日までに提出しても差し支えありません。

2 「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を税務署及び市区町村に提出する場合は、受給者交付分も含めて 3 枚作成していただく必要があります。また、税務署や市区町村に提出する必要のない場合は、1 枚だけ作成し受給者に交付してください。さらに、日本と情報交換の規定を有する租税条約等を締結している各国(27 ページ参照)に住所又は居所がある方については「退職所得の源泉徴収票」を税務署に 2 枚提出してください。

3 「退職所得の特別徴収票」が「退職所得の源泉徴収票」とは別途に作成されている場合で、特別徴収税額が課されない受給者には、その方からの請求がなければ、「退職所得の特別徴収票」を交付することを要しません。

4 「退職所得の源泉徴収票」は、書面による交付のほか、電磁的方法による提供(電子交付)をすることができます。詳しくは、27 ページ「給与所得の源泉徴収票等の電磁的方法による提供について」をご覧ください。

記載例 1

他から退職手当等の支払を受けていない場合

平成25年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票				
支払を受ける者	住所又は居所	愛知県名古屋市中区三の丸3-3-2		
	平成25年1月1日の住所	同上		
	フリガナ氏名(役職名)	専務 国税 二郎		
区分	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額	
	千円	千円	千円	千円
所得税法第201条第1項第1号並びに地方税法第50条の6第1項第1号及び第328条の6第1項第1号適用分	10,000,000	51,050	60,000	40,000
所得税法第201条第1項第2号並びに地方税法第50条の6第1項第2号及び第328条の6第1項第2号適用分				
所得税法第201条第3項並びに地方税法第50条の6第2項及び第328条の6第2項適用分				
退職所得控除額	勤続年数	就職年月日	退職年月日	
800 万円	20 年	平成6年4月1日	平成25年12月20日	
(摘要)				
支払者	住所(居所)又は所在地	名古屋市東区主税町3-18		
	氏名又は名称	〇〇商事 株式会社 (電話) 052-XXXX-XXXX		

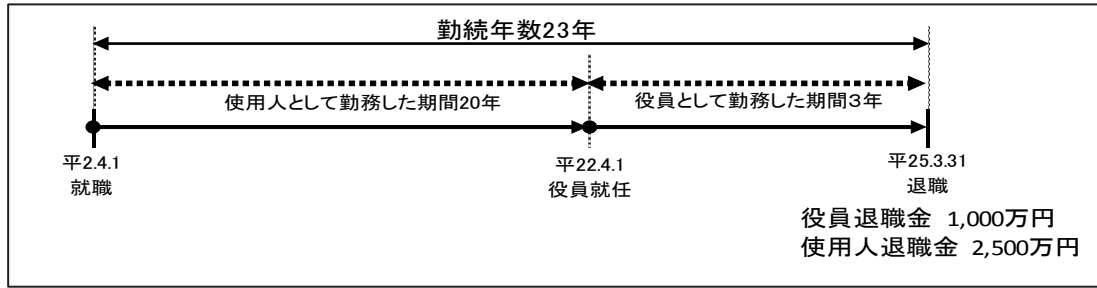
(注) 1 この記載例は、他から退職手当等の支払を受けていない旨の記載がある「退職所得の受給に関する申告書」を提出している方の例です。

2 この「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の記入に当たっては、「平成 25 年分給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿」の裏面の「退職所得の税額計算」欄などを基にして必要な事項を記入します。

記載例 2

同じ年に、一の勤務先から使用人としての退職金と役員退職金を受給している場合

(例)



源泉徴収票の

(ポイント)

- 役員として勤務した期間は平 22.4.1 から平 25.3.31 までの3年間であるため、役員等勤続年数は5年以下となります。したがって、この期間に対応する役員退職金（1,000万円）は特定役員退職手当等に該当します。
- 使用人退職金（2,500万円）は一般退職手当等に該当します。

(退職所得控除額等の金額の計算)

退職手当等 3,500万円（一般退職手当等 2,500万円、特定役員退職手当等 1,000万円）
 勤続年数 23年（内特定役員等勤続年数 3年）
 退職所得控除額 1,010万円（一般退職所得控除額 890万円、特定役員退職所得控除額 120万円）
 源泉徴収税額 4,109,014円
 特別徴収税額（市町村民税 1,011,000円、道府県民税 674,000円）

【記載例】

平成 25 年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	東京都中野区中野4-×-○			
	平成25年1月1日の住所	同上			
	フリガナ氏名	コクセイ タロウ 国税 太郎 (役職名) 専務			
区分	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額		
			市町村民税	道府県民税	
所得税法第201条第1項第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及び 第328条の6第1項第1号適用分	千円 円 35,000,000	千円 円 4,109,014	千円 円 1,011,000	千円 円 674,000	
所得税法第201条第1項第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及び 第328条の6第1項第2号適用分					
所得税法第201条第3項並びに地方税法 第50条の6第2項及び第328条の6 第2項適用分					
退職所得控除額	勤続年数	就職年月日	退職年月日		
1010万円	23年	平成2年4月1日	平成25年3月31日		
(摘要) 特定 支払金額 10,000,000円 勤続年数 3年(平22.4.1~平25.3.31)					
支払者	住所(居所)又は所在地	東京都千代田区霞が関3-1-1			
	氏名又は名称	A社 (電話)03-××××-××××			

○ 作成における留意点

- 上記アンダーライン部分の特定役員退職手当等の支払金額、特定役員等勤続年数及びその計算の基礎を「摘要欄」に記入します。
- その他の記載事項は、従来（改正前）の記載方法と同様です。

※ 国税庁ホームページ「特定役員退職手当等がある方の『退職所得の源泉徴収票・特別徴収票について』（平成25年1月）」も併せてご覧ください。